

事 務 連 絡

平成 20 年 12 月 20 日

各都道府県定額給付金担当部長 殿

各指定都市定額給付金担当局長 殿

総務省自治行政局定額給付金室長

定額給付金給付事業に係る留意事項について

本日、平成 20 年度補正予算（第 2 号）案が閣議決定されました。この補正予算案には、全国の市町村（特別区を含む。以下同じ。）を事業主体とする定額給付金給付事業について、給付金額の総額及び給付に要する事務費が計上されているところです。同事業の補助金交付要綱の策定は今後であり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っていませんが、さしあたり現段階において留意すべき事柄については下記のとおりです。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 国の補正予算

本日、政府は平成 20 年度補正予算（第 2 号）案を閣議決定（別添資料参照）したこと。

今回の補正予算案においては、「景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援」として定額給付金を給付するために必要な経費 2 兆 395 億 13 百万円（給付金額 1 兆 9,570 億円、給付に要する事務費 825 億 13 百万円）を計上していること。

第4 子育て応援特別手当（厚生労働省所管）との連携等について

今回の国の補正予算案における厚生労働省所管の施策として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき36,000円の子育て応援特別手当を、平成20年度の緊急措置として支給することとし、所要経費が計上されているところ。子育て応援特別手当についても、住民基本台帳及び外国人登録原票の情報等から支給対象者を決定することとされていることから、そのために必要となる住民基本台帳電算システム改修及び外国人登録電算システム改修については、定額給付金と併せて行うことが想定されていること。したがって、システム改修に係る所要経費についても国の補正予算案の中では定額給付金の事務費の中で対応することが想定されているところ。

第5 住民記録等の適正化について

定額給付金は、前述のとおり基準日において各市町村が管理する住民基本台帳に記録されている者を給付対象者とするところ。住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としたもの（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条）。また、市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めなければならないこととされているところ（同法第3条第1項）。このような住民基本台帳制度の趣旨を踏まえ、各市町村においては、住民に関する記録の適正化が図られるよう、住民基本台帳法の規定による届出を正確に行うよう住民への周知等を行われたいこと。

なお、本邦に在留する外国人は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録する義務があるところ（外国人登録法第3条第1項）。現在、市町村は、外国人登録をした方を住民として把握し、住民サービスの提供を行っているので、正確な登録は、住民生活をより便利なものとするためにも必要。各市町村においては、住民基本台帳と同様に正しい外国人登録が行われるよう、住民への周知等を行われたいこと。

第6 その他

本通知以外の事項については、今後、内容が固まり次第、順次連絡するので、参考にされたい。

第2 補正予算案の内容

1 給付金額

給付金額については、次により計上していること。

○給付対象者

平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、以下の①又は②の要件のいずれかに該当する者

① 住民基本台帳に記録されている者

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く）

○受給権者

- ・住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主
- ・外国人登録原票に登録されている者のうち給付対象者の要件に該当する者については、その者

○給付額

- ・給付対象者1人につき12,000円

（ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円）

2 事務費

定額給付金給付に係る事務費については、当該事務の標準的な内容を、別記のとおりと想定し、所要経費を国の補正予算案に計上しているところであること。

第3 予算の科目

定額給付金給付事業は国庫補助事業として実施することから市町村において、適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理すること。当該事業に係る歳出予算のうち、給付金額分を計上する節は、第19節「負担金、補助及び交付金」が適当であると考えられること。